

## FSIネットワーク会員規約

この会員規約は、会員（以下甲という）と株式会社イージャーワークス（以下乙という）との間の、乙が提供する The FSI Network のサービス（以下FSIネットワークという）の利用にかかわる一切の關係に適用します。

### 第1条（本規約の範囲および変更）

乙がFSIネットワークのオンライン上で随時甲に対して発表する諸規定は、本規約の一部を構成するものとし、甲はこれを承諾します。また、乙は、甲の了承を得ることなく本規約を変更する場合があります。

### 第2条（会員）

乙の指定する手続きに基づき、本規約を承諾のうえ、乙にFSIネットワークの利用を申し込み、乙が入会の承認をした申込者をFSIネットワーク会員とします。FSIネットワーク会員は第14条、第15条の手続きが行われるまでFSIネットワークの会員資格を継続します。

### 第3条（入会の承認）

乙は利用申込を行った申込者が以下の項目に該当する場合は、入会の承認をしない場合があります。

- (1) 利用申込内容に虚偽、誤記または記入もれがあったことが判明した場合
- (2) 申込者の指定したクレジットカードが、クレジットカード会社により利用の差し止めが行われていることが判明した場合
- (3) 申込者が18歳未満であり、保護者の同意を得ていないことが判明した場合
- (4) 過去に会員規約違反等により、FSIネットワークの会員資格の取消が行われていることが判明した場合
- (5) その他、乙が会員とすることを不適当と判断した場合

### 第4条（会員番号およびパスワードの管理責任）

甲は、会員番号として乙より付与された番号（以下IDという）およびパスワードの管理、使用についての一切の責任を持つものとします。IDおよびパスワードは、第三者に譲渡もしくは利用させたり、売買、名義変更等を行うことができません。甲は、自己の責任によりその利用に係わる一切の債務を支払うものとします。なお、IDおよびパスワードの紛失および盗難があった場合は、速やかに乙へ届け出るものとします。この場合、直ちにそのIDは無効となるものとします。

### 第5条（設備等）

甲は、FSIネットワークを利用するために必要な通信機器およびソフトウェアを自己の負担において準備するものとします。その際、必要な手続きは甲が自己の責任と費用で行うものとします。

### 第6条（通信料）

甲は、乙のサービスを受けるにあたって、接続に用いる電話料金を支払う義務があります。

### 第7条（クレジットカードの提示）

甲は、会費の支払いをクレジットカードで行う場合、甲のクレジットカード番号、有効期限、カード名義等の提示を乙にするものとします。

### 第8条（変更の届出）

甲は、住所、銀行や郵便局の口座番号、クレジットカードの番号および有効期限等、申込時の届出内容に変更があった場合には、速やかに当該変更の事実を証明する書類を添えて、所定の書式にて乙に届け出るものとします。この場合に甲は、登録内容の変更手続きが終了するまでは一時的にサービスが受けられないことがあります。

### 第9条（複製の禁止）

甲は、乙が承認した場合を除き、いかなる方法によっても、甲または第三者をして、FSIネットワークを通じて入手した、いかなる情報も

複製、販売、出版または使用させたり、または公開したりすることはできません。

#### **第10条(営業活動の禁止)**

甲は、乙が承認した場合を除き、FSIネットワークを使用して営業活動、営利を目的とした利用を行うことができません。

#### **第11条(禁止行為)**

1.甲は、FSIネットワークの利用に際し、次の行為またはそのおそれがあると判明した場合に利用することはできません。

- (1)公序良俗に反する場合
- (2)他の会員または第三者もしくは乙の著作権を侵害する場合
- (3)法令に違反する場合、または違反するおそれのある場合
- (4)他の会員または第三者もしくは乙に不利益を与える場合
- (5)他の会員または第三者もしくは乙を誹謗中傷している場合
- (6)選挙の事前運動、選挙運動またはこれらに類似する場合、および公職選挙法に抵触する場合
- (7)FSIネットワークの運営を妨げる場合
- (8)乙の承認を得ず、第三者にサービスの再利用をさせる場合
- (9)その他、乙により不適当と判断された場合

2.乙は、甲のFSIネットワークの利用行為において、法令に違反する場合、または違反するおそれがあるとみなした場合、警察へ通報します。

#### **第12条(FSIネットワークの会費)**

FSIネットワークの会費およびその支払方法は、別途乙が定める内容に従うものとします。乙との間で、会費の支払いについて、個別に支払方法などが規定されている場合には、その条件に従うものとします。

#### **第13条(FSIネットワークの会費等の支払い)**

FSIネットワークの会費等の支払いに関して、クレジットカード、銀行引落し、電子決済等の甲が指定して乙が承諾した支払条件に従うものとします。クレジットカード会社で別途利用条件、支払条件、利用限度額の設定などの規定がある場合には、それらに従うものとします。甲と当該クレジットカード会社の間で紛争が発生した場合は、当該当事者間で解決するものとし、乙には一切の責任はないものとします。なお、甲は、乙がFSIネットワークサービス案内に定めるクーリングオフの条件を満たす場合は、クーリングオフできるものとします。

#### **第14条(会員資格の取消)**

甲が次の各号の一つにでも該当する場合は、乙は甲の会員資格を、一時停止または取り消すことができます。この場合、乙は甲に何ら事前に通知および催告する義務はないものとします。また、この場合、乙は既に支払われた会費の払い戻しなどは、一切行いません。

- (1)第11条の禁止行為に該当すると乙が判断した場合
- (2)入会時に虚偽の申告をしたことが判明した場合
- (3)入力されている情報の改ざんを行った場合
- (4)IDまたはパスワードを不正に使用した場合
- (5)FSIネットワークの会費等の支払い債務の履行を遅滞し、または支払いを拒否した場合
- (6)クレジットカード会社により甲の指定したクレジットカードや支払口座の利用が停止させられた場合
- (7)本規約のいずれかに違反した場合
- (8)その他乙が会員として不適当と判断した場合

#### **第15条(退会)**

甲が退会する場合は、退会しようとする日の1カ月前までに所定の書面にて乙に届け出るものとし、乙より退会日を通知しその退会日をもって退会となります。乙に既に支払われた会費の払い戻しなどは一切行いません。

#### **第16条(FSIネットワークの内容の変更)**

乙は、甲への事前の通知なく、FSIネットワークの諸条件、運用規則またはFSIネットワークの内容を変更することがあります。この変更には、会費の変更およびFSIネットワークの内容の部分的な改廃等を含みますが、これらに限定されません。この変更については、

FSIネットワークのオンラインまたは乙が提供する手段を通じ、発表するものとします。

#### **第17条(FSIネットワークの廃止)**

乙は、最低3カ月の予告期間をもって、営業上、技術上などの理由によりFSIネットワークを廃止することができます。この場合、FSIネットワークのオンラインまたは乙が提供する手段を通じ、発表するものとします。

#### **第18条(FSIネットワークの一時的な中断)**

乙は、次の事項に該当する場合、甲に事前に連絡することなく、一時的にFSIネットワークを中断する場合があります。

- (1) FSIネットワークのシステムの保守を定期的に、または緊急に行う場合
- (2) 乙が設置する電気通信設備の工事、障害等やむを得ない場合
- (3) 火災、停電等によりFSIネットワークの提供ができなくなった場合
- (4) 地震などの天災、暴動等の騒乱によりFSIネットワークの提供ができなくなった場合
- (5) その他、運用上、技術上等の理由により、乙がFSIネットワークの一時的な中断を必要とした場合

#### **第19条(利用不能の場合における料金)**

乙の責に帰すべき事由によりFSIネットワークサービスが全く利用し得ない状態が生じた場合、乙が当該状態が生じたことを知った時から連続して24時間以上継続した時間を1日とし、サービス停止期間が月間15日に及んだ場合は、FSIネットワークサービス料金から月契約料の半額分を減額します。ただし、甲が当該請求をし得ることとなった日から3カ月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、甲はその権利を失うものとします。

#### **第20条(FSIネットワークの内容の保証)**

FSIネットワークの内容は、乙がその時点で提供可能なものとします。乙は、提供する情報、テナントが登録する商品情報および性能などについて、その正確性、妥当性、有用性などいかなる保証も行いません。乙は、いかなる理由によってFSIネットワークの提供の遅延または中断などが発生しても、その結果甲または他の第三者が被った損害について一切の責任を負わないものとします。

#### **第21条(会員に帰属するファイル管理)**

乙は、甲が受信する電子メールなどの甲に帰属する権利物について、FSIネットワークサービス案内に定める容量を超えた場合または期間を超過した場合、甲への断りなくこれを削除します。

#### **第22条(守秘義務)**

乙は、会員情報について一切開示しません。ただし、当局(裁判所、警察等)の要求による場合は開示します。

#### **第23条(損害賠償)**

乙は、FSIネットワークの利用により発生した甲の損害すべてに対し、いかなる責任をも負わないものとし、一切の損害賠償をする義務はないものとします。甲が本規約に反した行為、または不正もしくは違法な行為によって乙または第三者に損害を与えた場合、乙または第三者は当該会員に対して相応の損害賠償の請求を行うことができるものとします。

#### **第24条(専属管轄裁判所)**

甲と乙の間で訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を専属管轄裁判所とします。

#### **付則**

1. この規約は、平成 8年10月 1日から施行します。
2. この規約は、平成11年 4月12日から改正施行します。
3. この規約は、平成12年12月 1日から改正施行します。
4. この規約は、平成18年 7月 1日から改正施行します。
5. この規約は、平成19年 5月 1日から改正施行します。